

## 設備外積載許可申請について (選挙運動用自動車)

### 1 申請手続等

- (1) 申請には、設備外積載許可申請書に  
① 自動車検査証の写し  
② 別紙「車両取付看板図・補助運転者」  
を添付し、2通提出してください。  
※ 申請に際しては、車両の持ち込みは不要です。  
※ 申請書は、警察署にもあります。

(2) 申請先は、出発地を管轄する警察署となります。

(3) 警察署における申請の受付及び許可証の交付手続は、平日の9:00～16:00となります。

警察署では、通常、許可証の即日交付を行っておらず、申請受理後、後日に許可証を交付するので、余裕を持って申請をしてください。

### 2 申請書記載要領

- (1) 標題の「設備外積載」を○で囲んでください。
- (2) 「申請者」は、自動車を運転する主たる運転者の住所、氏名を記載してください。  
車両の運転者が複数の場合は、「別紙」の運転者2名以上の場合の運転者欄を使用し、補助運転者の住所、氏名、免許種別、免許番号を記載してください。
- (3) 「申請者の免許の種類」は、運転者が保有する免許の中で当該車両を運転することができる最上位の免許種別を記載してください。例)「大型免許」「中型免許」
- (4) 「車両の種類」は、普通乗用自動車、普通貨物自動車などと記載してください。
- (5) 「番号表に表示されている番号」は、車両のナンバーを記載してください。
- (6) 「車両の諸元」は、車検証に記載されている長さ、幅、高さ、貨物車の場合は最大積載量を記載してください。
- (7) 「運搬品名」は、「選挙運動用看板」と記載してください。  
選挙用看板の大きさは公職選挙法に定められていますが、看板を積載した全体地上高が3.8m(軽自動車及び三輪自動車は2.5m)以内で、落下しないよう堅ろうな方法で固定してください。  
車体の幅からはみ出して積載する場合は、別途許可が必要となる場合があります。  
※ 「運搬品名」に候補者等の記載は不要です。  
※ 自動二輪車など車種によっては、制限が変わることがあります。
- (8) 「運転の期間」は、設備外積載車両の運転を開始する日時から、設備外積載車両の運転が終了する日時までの間を記載してください。  
※ ただし、選挙運動は公職選挙法に定められた期間で実施してください。設備外積載の許可は、選挙運動を許可するものではありません。
- (9) 「運転経路」は、出発地は設備外積載で運転を開始する住所、経由地は選挙区名、目的地は設備外積載の運転が終了する住所として、字名まで「〇〇市〇〇△丁目」などと記載し、通行する道路は「選挙区内及び選挙区に至る道路」と記載してください。
- (10) 訂正等があった場合の連絡先として、申請書の右欄外に申請者の電話番号を記載してください。

制限外積載  
設備外積載  
荷台乗車

## 許可申請書

令和〇〇年△△月□□日

○○ 警察署長殿

住所 ○〇市・・・・・

申請者 ・・・〇〇-〇〇

氏名 ○○太郎

申請者の免許の種類	中型免許	免許証番号	2000011110000	
車両の種類	普通貨物自動車	番号標に表示されている番号		〇〇400た0000
車両の諸元	長さ 4.55m	幅 2.22m	高さ 3.05m	最大積載重量 kg
運搬品名	選挙運動用看板			
制限を超える大きさ 又は重量	長さ m	幅 m	高さ m	重量 kg
制限を超える積載の 方法	前 m	後 m	左 m	右 m
設備外積載の場所	荷台に乗せる人員			

## 別紙略図面のとおり

運転の期間	令和〇〇年△△月□□日から令和〇〇年△△月□□日まで		
運転経路	出発地 〇〇市△丁目	経由地 〇〇選挙区一円	目的地 〇〇市△丁目
	通行する道路	選挙区内及び選挙区に至る道路	
第 号	制限外許可証		

設備外積載で運転を開始する住所

設備外積載の運転が終了する住所

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件

年 月 日

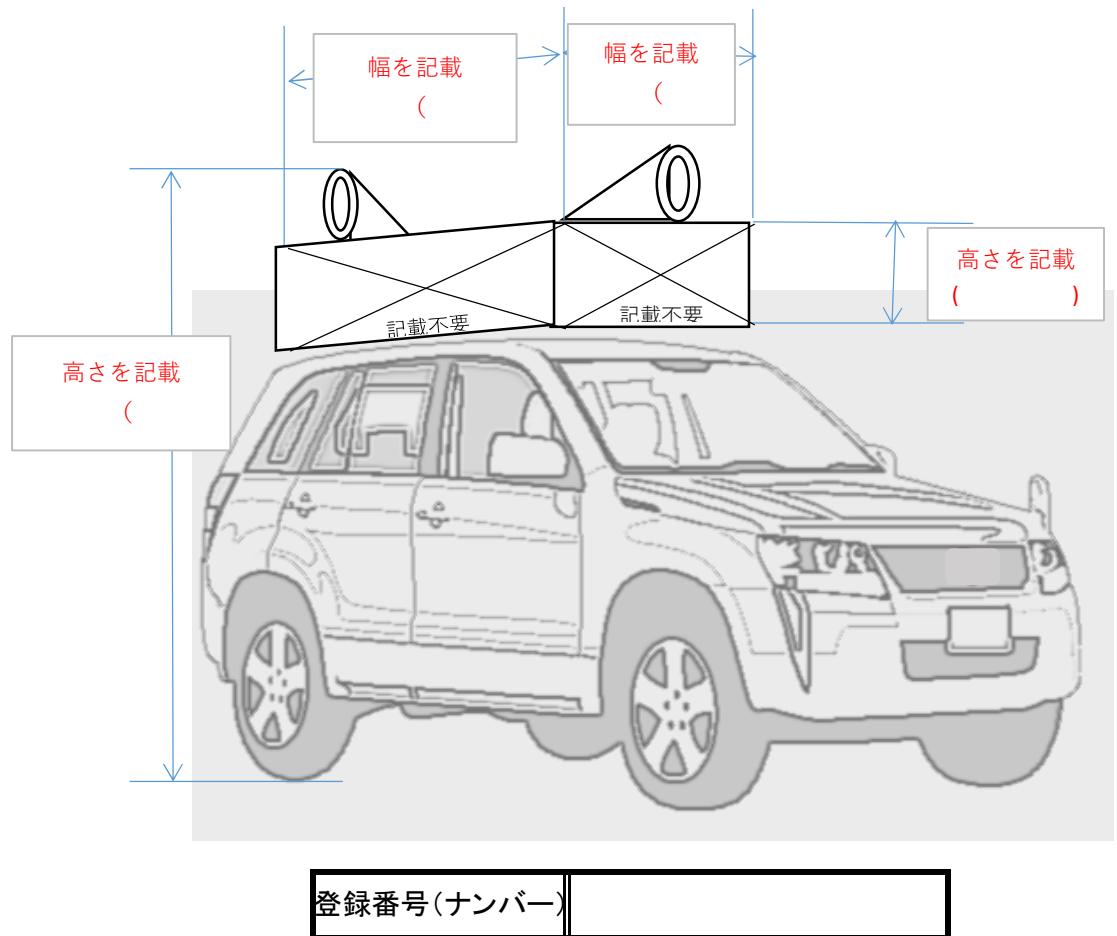
設備外積載で運転を開始する日時から、設備外積載の運転が終了する日時までの間

警察署長印

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙

## 車両取付看板図・補助運転者



## 運転者2名以上の場合の運転者